

国立大学法人鳴門教育大学経営等人材育成方針

学 長 裁 定
令和 3 年 1 月 1 4 日

はじめに

国立大学法人鳴門教育大学は、社会に対して継続的に役割を果たしていけるよう、経営に必要な能力及び教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を育成する方針を定める。

1 趣旨

昨今の国立大学法人を取り巻く状況等を踏まえ、経営を担える職員に相応しい経験・能力を身につける機会を与え、その資質向上を図り、もって本学の発展に資する。

2 役員として求められる資質

経営を担う者には、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第13条第1項に規定する条件の外、次に掲げるような資質を持つ者を求める。

(1) 人間的魅力

相手の立場に立って考え、建設的な意見を述べ、変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、他者から尊敬・目標とされる資質

(2) 経営の一貫性

本学の理念・経営環境を俯瞰的に理解し、一貫性のある施策を立案する資質

(3) 組織構築

目的を達成するための効率的・効果的な組織の編成・維持を行う組織化の資質

(4) 指揮・決断

本学の活動を活力ある形で効率的に運営指揮し、適切な判断で経営を行う資質

(5) 次世代育成

将来の経営を担う職員を育成する資質

(6) 法令遵守・危機管理対応

法令遵守・内部統制・リスク管理を構築・実践できる資質

3 役員候補者に対する能力開発と経験の付与

経営を担うことができると見込まれる者については、次に掲げるような経験を積むことにより、より実践的な能力を修得させる。

(1) 学外機関が実施する研修への参加

これらの研修については、経営者としての基本的知見を修得するほか、本学以外の知見を吸収し、人脈形成を促し、以後の本学経営に寄与する。

(2) リーダー・組織の長としての登用

難易度の高い特定のプロジェクトや一定規模の組織の長へ登用することにより、組

織運営の実践経験を積ませる。

(3) 経営層の補佐役への登用

一定規模の組織運営が可能であった者には、経営層の補佐役を担当させ、より実践的な経営知識や感覚を修得させる。

(4) 本学以外の業務経験の付与

幅広い知見を会得させるため、学外委員等の業務を担当させる。

4 育成状況の確認等

学長は、経営を担うことができると見込まれる者について、その能力・資質・業績及びその者の育成のための能力開発・経験付与の状況を定期的に評価し、処遇に反映する。

5 外部人材の確保

学長は、学内における経営等人材の育成と併せて、複眼的な外部の視点からの意見を大学運営に反映させるため、経営的発想やビジネスマインド等を有し、組織運営や人的管理等の経験、人脈等の豊富な知見を有した外部人材の確保に努める。